

船員保険制度を取り巻く課題（未定稿）

1. 船員保険の制度関係

（1）社会保障審議会医療保険部会での健康保険制度の見直しの議論

例：傷病手当金の見直し、高額療養費制度の見直し

（2）その他（平成19年改正の施行状況など）

2. 船員保険福祉施設のあり方

「第13回施設検討小委員会とりまとめ（H21.11.16）（抄）」

福祉センターの今後の取扱いについて

3 (1) 経過観察期間終了後の福祉センターの取扱いについては、厚生労働省保険局において、今後2年間の各施設の船員利用及び一般利用の状況、収支状況等を踏まえ、船員保険関係者の意見を十分に聞いた上で、存続施設又は廃止施設への分類を行う。

なお、経過観察期間は最長3年間であることを踏まえ、遅くとも平成24年前半には存続・廃止の分類に係る船員保険関係者間の合意形成を図り、平成24年中に国有財産処理のために必要とされる諸手続きを完了する。

3. その他